

財務省告示第十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年十二月十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項及び適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（五年）（第六十六 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	いによる発行	額面金額で百五十四億五千六百 九十五万円	百五十五億千七百二十三万二千 百五十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年十二月十二日 額面金額百円につき百円三十九 銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・一パーセント

に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.1}{100} \times \frac{83}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三 初期利子

平 成 二 十 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期
と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ。)

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times 1$$

第十四 第二期以後の利子

毎三年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成二十四年九月二十日

償還金額

償還金額

元利支

払場所

払込期日

平成十九年十二月十二日

日本銀行

額面金額

百円につき百円

に

つ

き

百

円

に

つ

き

百

円

に

つ

き

百

円

に

つ

き

百

円

に

つ

き

百

円